

令和4年教育委員会第6回臨時会会議録

開会日時 令和4年6月1日 午後 1時15分

閉会日時 同 上 午後 1時19分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子

同職務代理人 上原 有美江

委 員 壺内 明

委 員 望月 京子

委 員 日高 芳一

委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長 中島 俊一 ・学校教育担当部長 菅谷 幸弘

・教育総務課長 山崎 淳 ・学務課長 羽田 顕

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午後1時15分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 上原 有美江 委員 壺内 明

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 13時15分

○**教育長** それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第6回臨時会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案等が1件でございます。

それでは、議案第20号「葛飾区教育委員会教育長の給料等の特例に関する条例に関する意見聴取」を上程します。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第20号「葛飾区教育委員会教育長の給料等の特例に関する条例に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

別添の議案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

それでは、別添の議案をご覧ください。

議案の「提案理由」でございますが、教育長の給料等を一部減額する特例措置を定める必要があるために、本案を提出するものでございます。

内容でございます。葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条の規定にかかわらず、葛飾区教育委員会教育長の給料の月額、同条に規定する給料の月額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とするものでございます。

ただし、葛飾区長等の退職手当に関する条例第3条の規定の適用につきましては、この限りでない旨、定めてございます。

なお、付則におきまして、条例の施行期日及び条例の有効期限を定めてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第20号について、原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終わります。

本日の議題は以上でございますけれども、その他何かご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもって令和4年教育委員会第6回臨時会を閉会といたします。ありがとうございます。

ございました。

閉会時刻 13時19分